住所　神戸市須磨区須磨寺町２丁目５番13号
　李妙子　昭和42年１月６日生
住所　神戸市灘区鶴甲３丁目13番28―301号
　李成晩　昭和43年５月18日生
住所　神戸市須磨区松風町３丁目１番１―306号
　崔栄治朗　平成元年12月23日生
住所　神戸市須磨区中落合２丁目２番８―1202号
　李侑香　昭和59年12月29日生
住所　神戸市垂水区清玄町10番地１
　申壎周　昭和40年５月１日生
　金雅美　昭和40年６月11日生
　申優幸　平成５年２月15日生
　申春菜　平成６年５月１日生
　申周眞　平成９年６月28日生
住所　兵庫県明石市小久保８番地６
　金源中　昭和55年７月４日生
住所　兵庫県三木市自由が丘本町３丁目256番地
　裵亜矢子　昭和47年５月２日生
住所　滋賀県大津市松が丘２丁目６番11号
　沈望斗　昭和52年７月13日生
住所　京都市伏見区醍醐外山街道町２番地８
　沈直子　昭和50年３月11日生
住所　大阪市都島区中野町１丁目５番14―312号
　吳明美　昭和33年11月23日生
住所　岡山市北区西古松２丁目22番24号
　姜明奈　昭和58年８月25日生
住所　香川県高松市宮脇町１丁目14番４号
　白裕貴　平成元年４月20日生
住所　岐阜市岩地２丁目19番１号
　王愛云　昭和49年５月20日生
住所　札幌市西区西野七条９丁目10番15号
　趙德顯　昭和37年５月４日生
　鄭在玲　昭和39年10月３日生
　趙瑤南　平成６年11月23日生
　趙東雲　平成12年６月25日生
住所　栃木県栃木市大宮町2604番地９
　辛宜喜　昭和56年１月15日生
住所　愛媛県伊予郡砥部町大南1713番地５
　林仁憲　昭和45年10月17日生
住所　東京都中央区勝どき３丁目13番２―203号
　金才順　昭和48年７月10日生
住所　石川県金沢市本江町１番38号
　文秀蓮　昭和30年12月10日生
　黃貴良　昭和54年４月21日生
　黃圭介　昭和58年７月２日生
住所　名古屋市東区葵３丁目７番20号
　李章洙　昭和37年11月13日生
住所　愛知県豊田市平和町３丁目21番地４
　楊莉　昭和45年４月11日生
　石函鑫　平成10年４月22日生
住所　愛知県豊橋市下地町５丁目１番地
　黃暢恵　昭和49年10月29日生
住所　名古屋市中川区万町1804番地
　ヒロカ・オリト　平成19年11月30日生
住所　福島県郡山市緑ケ丘西４丁目11番地１
　王成亮　昭和55年７月26日生
住所　山口県岩国市平田５丁目27番31号
　趙崇功　昭和56年９月28日生
住所　東京都江東区辰巳１丁目８番27―502号
　李栄順　昭和35年７月11日生
住所　大阪府東大阪市今米２丁目２番57号
　郭良平　昭和35年２月26日生
住所　大阪府東大阪市大蓮南４丁目25番３号
　李君美　昭和48年４月30日生
住所　大阪市西成区出城３丁目３番１―405号
　梁昭子　昭和42年４月27日生
住所　大阪府東大阪市寿町１丁目３番27号
　劉志穎　昭和54年５月17日生
住所　大阪府和泉市府中町４丁目５番13号
　姜由美　昭和40年４月11日生
　金宏建　平成５年11月１日生
住所　大阪市旭区千林２丁目４番８号
　金七都子　昭和54年７月14日生
住所　大阪市西淀川区中島１丁目23番19号
　李友姫　昭和45年12月30日生
住所　大阪市都島区内代町１丁目11番８―302号
　鄭弥生　昭和54年７月７日生
住所　大阪市西区九条南４丁目５番22号
　宋朱美　昭和40年９月26日生
　辛由梨　平成６年２月15日生
　辛兼伍　平成７年３月15日生
住所　大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目23番20号
　玄里美　昭和52年11月15日生
住所　大阪市中央区大手通３丁目２番３―206号
　金由利枝　昭和47年11月12日生
住所　大阪市生野区田島２丁目７番２号
　金美幸　昭和57年２月22日生
住所　大阪市鶴見区今津北２丁目６番38番
　李奈穂美　昭和60年２月３日生
住所　大阪府高槻市松が丘１丁目12番２号
　申由果　昭和52年４月15日生

○農林水産省告示第二千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字旭四二の六・四二の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採については、主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る立木の村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市菊鹿町池永字志水八六〇・八六三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

2　主伐として次の図に示す部分に限る。）で伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　採種を定めない。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市古城三丁目一の二、一二八の一、一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

古城三丁目一の一・一の二・一二八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　採種を定めない。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字女島字金洲二一二一、二一三三から二一七まで、字金ケ平二六八六の一、二六九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金洲二一二一・字金ケ平二六八六の一・二六九二（以上三筆について次の図に示す部分から二一七まで（以上五筆筆界未定地について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　採種を定めない。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それぞれ備え置いて縦覧に供する。）